

お茶の水大学ウェブページ運営規則に関する提案書

阪大VBL 天羽優子

松本先生・柴田先生と、「富永研究室非公式案内」の今後について話し合った結果、当方のページにはこれからもクレームはくるだろうし、今の運用指針のままでは却って大学が危険（負わなくていい責任まで負いかねない）という点で意見が一致しました。柴田先生から、「規則に入れて欲しいと思うことを書いて出すように」と言われましたので、どういう考え方で何を決めてほしいと
思ってるかについて、不十分なことは承知の上で、たたき台の形で出させていただきます。条文と解説・趣旨を併記しました。

思うに、大学の自治は治外法権を意味するわけではないし、インターネット利用に係るさまざまな紛争を純然たる内部問題として処理することは不可能で、現行法を適用せざるを得なかったり、事実認定及び判断においては司法にまかせた方が望ましい場合もしばしばあるはずだ。規則は、大学の特殊性を考慮しつつも現行法と整合性がとれていなければならない。

もし、ここに示したような規則に沿って処理が行われていたならば、「富永研究室非公式案内」の長期にわたる公開停止は起きなかったし、その後の行政文書開示請求も異議申し立ても訴訟も全く不要だったはずだと私は考えている。プロバイダを業とする会社が法務部や顧問弁護士を動員してさえも、ネットに関わるトラブルの安定処理ができなかったから立法がなされたのだということから、解決すべき問題の量と質を正しく見積もるべきである。法律の専門家が不在のまま従来の運用指針で問題を処理することは、逆に混乱を引き起こす可能性があるため、現行法を踏まえた新規規則制定が必要である。

第1章 総則

（目的）

第1条

この規則は、お茶の水女子大内からのインターネットを利用した情報発信を適正に行う方法について定め、情報発信による学生・院生の教育及び社会貢献を健全に行うことを目的とする。

「適正に」は、違法行為がないことと、教育・研究機関であるということに沿った情報発信を行うことを意味する。教育・研究の範囲は広いので、個別具体的な表現内容については緩やかに解釈する必要がある。問題が起きたときの処理手続が、現行法と整合性よく行われることも「適正」に含まれる。学生の教育は、教員が教育のために学生に対して情報を与える場合と、学生自らが情報発信を行うことで自ら学ぶという両面があり、もちろんこの両方が大切である。

「適正」でなければ「健全」さは望めない。「健全」とは、問題が起きたときの処理の透明性や合理性を意味する。また、社会に対して有効な情報発信を行うということも意味する。

（規則に定めがない事項）

第2条

この規則に定めがない事項については、一般の法律・規則・政令等を適用する。

全部を盛り込んだ規則を作るのは大変なので、大学特有の事情を反映したものと一般の法律を適用すべきものを分けて考えればよい。

（定義）

第 3 条

この規則で「お茶大ページ」とは、お茶の水女子大学内に存在し、学内の回線等の施設を用いて、学外に情報発信するウェブページをいう。

2「お茶大ページ」は、お茶の水女子大学及び部局・学科の名前で発信される「公式ページ」と、それ以外のページから構成される。

プロバイダ責任制限法は「特定電気通信役務提供者」と「発信者」を分けて考えている。学生が研究室内でページを作っても、掲示板を設置したら「特定電気通信役務提供者」となるのでプロバイダ責任制限法に拘束される。この規則は、法律をふまえて、管理運営を担う委員会と学内の「特定電気通信役務提供者」の両方を拘束するものである。

「公式ページ」は、管理運営を委員会あるいは企画広報室などの組織が合議制で行うものであることを想定している。もちろん制作担当者が居るのはかまわないが、著作権法 15 条 1 項（職務上作成する著作物の著作者）の要件を満たしたものを意味する。それ以外のページは、学内に責任者がいても、基本的に個人の裁量で運営され、著作権が個人に帰属するものであることを想定している。

指針では、「ホームページとそれにリンクする各部局ホームページ」となっていた。部局や学科のページのように、ページの管理者がそれぞれの組織のホームページ運営委員会である場合には、公式ページからのリンクが存在することが確実であろうが、それ以外の研究室ページ・学生が自主的に立ち上げたページ・サークルのページ等を考えた場合、必ずしも大学の組織と同じ形でリンクをたどれることを要求する必要はない。責任者さえはっきりしていれば、「見られてもいいけど一応ひっそり公開」という学内からのリンク無しページを作ることを禁止する合理的理由はないのではないか。なお、リンクはページ制作者が裁量で行うのが通常であることを考えると、指針の定義による公式ページは大学のトップダウンの組織構造と逆向きになっているように見える。

（免責条項）

第 4 条

大学として内容に責任を持つのは公式ページの内容のみであることを、公式ページ内に明記する。

2 お茶大ページの内容に関する責任は、最終的にそれぞれのページの制作者が負う。

3 その他の免責条項は、必要に応じてページ内に記載する。

2 項について、大学としては「責任者」としたくなるだろうが、著作権者は大抵の場合制作者であるうえに、後で述べるように掲示板等の場合には設置した者がプロバイダ責任制限法に従った処理をすることに（法律上は）なるので、制作者とするほかはない。

3 項は、自作ソフトウェアの公開などで「利用によって生じた損害の責任は負わない」と明記するなど。あまりに無責任な免責条項は、民法 90 条違反で無効とされることもあるが、妥当な免責条項は予め提示しておく方がトラブルを防ぐことができる。これについても、実例をいくつか示して、そういうことに詳しくない人でもトラブルを避けられる方向に持っていくべきである。

（著作者・制作者・発信者・責任者）

第 5 条

お茶大ページの著作者とは、著作権法第 2 条 2 号で定められる、文書図画等を創作してお茶大ページに置いた者である。

2 お茶大ページの制作者とは、1 つ以上の著作物によって全体としてある構造のウェブコンテンツを製作した者をいう。

3 発信者とは、お茶大内に存在する電子装置内に著作物を置き、不特定多数がそれを受信できる状態にした者をいう。

4 責任者は、お茶大ページの管理運営を行うために、お茶の水女子大学によって、著作者・制作者・発信者とは独立に定められる。

5 お茶の水女子大学は、お茶大ページの制作者に対する特定電気通信役務提供者である。

6 お茶大ページの制作者は、コンテンツ内に掲示板等を設置し制作者自身の著作物以外の情報を発信できる機能を提供した場合には、その掲示板等にかかれた情報の発信者に対する特定電気通信役務提供者となる。この場合を特に、掲示板等の管理者と呼ぶ。

自ら創作した文書図画のみを用いてウェブページを製作して公開した場合は、著作者と制作者と発信者の範囲は一致する。

ウェブページを製作する際に、創作した文書図画に加えて他人が無料で使用許諾を与えて公開している素材等を利用した場合は、創作部分と全体のレイアウト等については制作者が著作者であるが、他人の創作物を利用した個別部分については著作者ではない。この場合、制作者と著作者は完全に重ならないが、制作者と発信者は重なる。

素材が掲示板プログラムであった場合には、自ら創作した部分および全体のレイアウトについては制作者が著作者となり、掲示板そのものについては当該他人が著作者であり、掲示板に書かれた内容については書き込みを行った人物が著作者となる。この場合、発信者といえるのは制作者および掲示板に書き込みを行った人物である。

責任者は、組織としての管理運営を行うために大学の都合によって定められたものであるから、著作者・制作者・発信者とは異なるカテゴリーのものである。従って、責任者といえども、著作権その他の法定された権利を制限する権限までは、学内においても有しない。責任者を通じてのお茶大ページの管理運営は、法定の権利を侵害しない方法で行わなければならない。

プロバイダ責任制限法の適用を前提として、個別の場合について役務提供者が誰であるかを明らかにしておく必要がある。学生・院生が設置した掲示板等に対し、書き込み内容について権利侵害が申し立てられた場合には、学生・院生が特定電気通信役務提供者としてプロバイダ責任制限法の手続に従って問題を処理しなければならないことに注意。従って、後で述べる教育がかなり重要になってくると思われる。

(対象プロトコル)

第 6 条

本規則が対象とする情報発信プロトコルは、次の各号に該当するものである。

(1)http,https

(2)ftp

2 その他のピア・ツー・ピアファイル交換プロトコルについては、ネットワーク運営に関する規則で定める。

3 章で規定するような、違法あるいは不適切な情報の発信は規制する必要がある。ウェブページを作らなくても、anonymous ftp サーバを立てることで、違法あるいは不適切な情報を、不特定多数がダウンロード可能な状態にすることができる。ftp は通常使用されているウェブブラウザで簡単に利用できるため、一緒に規制するのが適切である。なお、インターネットの技術の変化に応じて適宜改訂する必要がある。

違法コピーした音楽ファイルの無断交換で問題となったピア・ツー・ピアのファイル交換プロトコ

ルについては、著作権侵害が問題となりやすいので、全面禁止とした方が管理上は安全である。しかし、課外活動や授業などで自ら録音した音楽の交換は行ってもかまわないので、厳しい基準で許可制にするべきである。この場合、プロトコル単位あるいは IP アドレス単位でパケットフィルタを行うような規制になることが予想されるので、本規則ではなくて、ネットワークの運営全体に関する規則で定めるのが妥当である。(だから定めておいてください)

(匿名による情報発信の禁止)

第 7 条

「お茶大ページ」の著作権者は、著作権者の「実名」あるいは「変名」(著作権法 14 条)を明らかにして情報発信をしなければならない。ただし、講義や演習等でお茶大ページを作る場合であって、授業の一環として作られたことが外部にも明らかであり、学内で作成者が容易に特定できる場合はこの限りではない。

2 「実名」あるいは「変名」は、通常人が見てページの著作権者を容易に推定できるように表示しなければならない。

3 「変名」を用いる場合は、お茶大ページの責任者にあらかじめそのことを申し出ておかなければならない。

4 匿名による情報発信は禁止する。ただし、掲示板等を設置した場合の参加者についてはこの限りではない。

「変名」も認める必要があるのは、例えば既に作家デビューした人が入学して学内から情報発信を行う場合や、在学中に芸術方面で成果をあげたため雅号を使う方が適切な場合などがあり得るからである。著作権者を現実には特定できるということが重要なのであって、名前をどちらで表示するかということは 2 次的な問題である。

全ページについて著作権を表示するということは、ページのデザインや制作とメンテナンスの手間を考えた場合、現実的でない。「容易に推定」とは、たとえば「実名」あるいは「変名」が数ページ以上ある文書の表紙に相当するページに表示されている場合や、特定 URL のトップページに表示されていて、その URL 以下のファイルは同じアカウントを持つ同一人物が作ったのだとわかる場合などである。

お茶の水大におけるネットワーク通信設備は税金で維持管理されており、学生・院生は授業料を払っているとはいえ税金でその一部が負担されているし、教職員の給料は税金から支払われている。この状況での情報発信は税金を使って行うことになるので、表現内容のすべてが公益目的でなければならないというのは行き過ぎであるとしても、最低限、言論と表現を公表することについては名前を明らかにして責任を負わなければ、納税者に対して説明責任が果たせないであろう。匿名の表現の自由も憲法上の表現の自由に含まれるが、本条の規制の範囲は学内にコンテンツが存在する場合に限定されており、学内のネットワークを通じて学外に存在する匿名で利用できるウェブサーバにコンテンツを転送して公開することについては何ら制限しておらず、そのようなサーバで無料で利用できるものが多数存在し容易に利用できる現状では、学内からの情報発信についてのみ匿名を禁止することは表現の自由の制限にはあたらない。一方、学内に存在する掲示板やゲストブックへの不特定多数による書き込みにおいて、実名を表示することを要求したとすると、書き込む人が著しく減ってしまうことが予想され、掲示板やゲストブックはコンテンツの企画として事実上成り立たなくなってしまう。掲示板の管理者の「実名」あるいは「変名」が明らかになっており、かつ管理者が書き込まれた内容についてプロバイダ責任制限法に従った措置をとれば足りるとすべきである。

(大学名称等の使用)

第 8 条

公式ページでは、お茶の水女子大学の名称及び略称とシンボルマーク（以下お茶大の標章という）を、商標法第 2 条 3 項に準じて使用することができる。

2 公式ページ以外のお茶大ページで、お茶大の標章を商標法第 2 条 3 項に示す方法で使用するには、最下部のホームページ運営委員会の許可を得なければならない。最下部のホームページ運営委員会は、上部委員会に、使用許可を与えたことを事後に報告しなければならない。

3 前項の許可は、お茶大ページの内容がお茶大の標章を使用するにふさわしくないとホームページ運営委員会が判断した場合には、いつでも取り消すことができる。

4 公式ページ以外のお茶大ページでは、許可を受けない場合、お茶大の標章の使用は、商標法第 26 条に準じて行わなければならない。

大学名称の濫用の防止を目的とする。お茶の水女子大学の名前が商標登録済みであるかどうかはわからなかったため、このような文言となっている。商標登録されているのであれば、商標法何条に従う、とだけ書いておけばよい。これについては、33条のところで追加説明する。

(責任者名の表示)

第 9 条

お茶大ページでは、責任者名及びその連絡先を、容易にわかるように表示しなければならない。

2 研究室の名簿中の名前から直接リンクしているお茶大ページの中に責任者名が表示されていない場合、責任者はその研究室の教授又は助教授であると推定する。

3 講義や演習等の一環として作られたお茶大ページの責任者は、講義や演習等を担当する教員であるとみなす。

「容易にわかるように」とは、当該ページのトップページで表示するか、目次に相当する箇所に責任者情報について表示する項目を設ける等である。2 項は「推定」でなければならない。「みなす」としてしまうと、他の教員が責任者になる余地が全く無くなってしまう。

第 2 章 管理運営組織

(ホームページ運営委員会)

第 10 条

お茶の水女子大学ホームページ運営委員会（以下「委員会」という）は、お茶の水女子大学の名義で公開されるホームページの管理・運営を行う。同時に、ホームページ運営に係る規則の整備とお茶大ページ全体の統括を行う。

2 学内組織に対応して、各部局・学科ごとにホームページ運営委員会を設置し、それぞれの名義で公開されるホームページの管理・運営を行う。

3 学内の上部組織のホームページ運営委員会は、下部組織のホームページ運営委員会に対し、必要があれば調査を命ずることができる。

4 学内の下部組織のホームページ運営委員会は、上部組織のホームページ運営委員会の指示に従って調査を行い、報告をしなければならない。指示が無くても、必要と認めるときには、報告をしなければならない。

5 学内の最下層のホームページ運営委員会は、対応する組織に所属する責任者（11条で定める）と連絡を取り、適切な情報伝達に務める。

管理運営組織の階層構造に関する規定である。全ての学内ページを常時監視するのは不可能であるしそこまでの義務はないと考えられる。ただ、何かあったときには、速やかに責任者及び発信者を特定し、現状を認識し、対応する必要がある。このための情報伝達ルートを確認しなければならない。

(責任者)

第 11 条

公式ページの責任者となりうるのは、管理運営を行う委員会の委員長および事務の担当部・課・室長とする。

2 公式ページ以外のページには、1人以上の責任者を定めるものとする。

3 公式ページ以外のページの責任者となる資格を有するのは、お茶の水大の教員のみとする。

1 項の意味は、例えば、教務課が連絡用のシステムを作ったり企画広報室が大学案内を作ったりしたときに、責任者がそこにいないことによって生じる不都合を回避するということである。迅速な対応や意志決定のためには、ある程度の権限委譲が必要である。

2 項はある程度弾力的に運用してもかまわない。おそらく、研究室内のページであればその研究室の教授または助教が、課外活動の場合は顧問が、研究室に配属されていない学生が学生用サーバを使う場合はクラス担任の教員が責任者になることが多いだろう。たまたまサーバを立てるだけの知識やコンピュータを持っていなくて、他の研究室のサーバを借りて情報発信する場合は、サーバを所有する研究室の教授あるいは学生が所属している研究者の教授が責任者となる。これ以外にも、個別に依頼して責任者になってもらうことを妨げるものではない。

3 項の法的根拠としては、大学の自治の担い手は学生ではないということを経験が判示している(最判昭 38.5.22)。

(責任者の役割と権限)

第 12 条

責任者は、ホームページ運営委員会の決定事項及びその他の連絡・申し合わせ事項について、お茶大ページの制作者に対して連絡を行う。

2 責任者は、お茶大ページの制作者に対し、その運営について助言および勧告を行う。また、運営に関して制作者が必要な情報を得られるように配慮する。

3 責任者は、本規則 4 章以下に定める役割を負う。

1 項は、学内規則や委員会決定事項の伝達である。規則の変更その他を周知徹底させる必要がある。

2 項は、情報リテラシーや技術力の不足によって生じるトラブルから、制作者を守るためのものである。公開することが問題となりそうな内容については、問題となる前に注意を喚起し、セキュリティ等に問題がある場合にも対応のための助言を行う。ただし、著作権などを侵害しないように注意する必要がある。責任者が必ずしもネットワーク技術等に詳しいとは限らないので、他の詳しい人からの助言が得られるようにする。この場合の助言と勧告は、委員会等の決定に基づくものではないので、強制力はない。特に、制作者が学生・院生の場合は、知識の不足によってトラブルが生じないように、あらかじめ適切な情報を与えて教育しておく必要がある。学生・院生の学習研究環境及び将来のことを考えると、知らずに罪を犯したり損害賠償請求訴訟に巻き込まれたりする事態はなるべく回避する方が望ましい。

3 項は、問題が起きた場合の窓口としての責任者の役割である。具体的には 4 章の処理手順ごとに定める。

(緊急の場合の調査)

第 13 条

お茶の水女子大学広報委員長及び広報委員、お茶の水女子大学ホームページ運営委員長および運営委員は、必要と認めるときは、お茶大ページの責任者および制作者に対し、お茶大ページの管理運営に関して報告させることができる。

2 お茶大ページの責任者および制作者は、前項の報告要請があった場合は、速やかに報告を行う義務がある。

管理運営組織の階層構造にそって処理したのでは間に合わない事態が生じたときのための対応策。正確かつ速やかに現状把握を行うことが、危機管理の第一歩である。学内で情報発信する以上、報告の義務は常にある。情報公開委員会その他関連委員会については、調査権を持たせる方が望ましい場合は適宜追加すること。逆に、広報委員会に限定するとか、委員長のみに調査権を持たせるという規則の作り方もあり得る。ただし、いろんな委員会が個別に同じ調査をやって、その後の対応がまちまちだという事態になると却って混乱するので、そうならないように運用すること。優先順位を明記すると良いかもしれない。調査の結果に基づいて行う措置については、3章及び4章に定める。

第 3 章 発信する情報の内容に関する規制

規制内容によって、プロバイダ責任制限法の手続をとれる場合とそうでない場合があり、学内での処理手順が異なってくる。当然、責任者の果たす役割においても違いが生じる。

この規則では、例えば疑似科学やトンデモ理論を学内から発信することについては、何も規制していない。もしそういうことが起きた場合には、問題があると考えた人がそのことを批判する論評を発信すれば済むからである。たとえ内容が間違ったことであっても、発表する自由は守られなければならない。言論の問題は言論で解決すべきである。

(情報発信の指針)

第 14 条

発信する情報の内容は、教育・研究活動を支援する学術情報ネットワークの目的に沿ったものでなければならない。

訓示規定であり、広く解釈するべきである。禁止事項についてはこれ以下の条文で可能な限り具体的に列挙する。本条を、コンテンツ発信停止の判定基準として用いることは、規則の恣意的な運用を許し、制度としての安定性を著しく損なうので行ってはならない。制度としての安定性とは、委員会等を構成する人が入れ替わっても同じように機能する、すなわち人によってまちまちである主観の入る余地が少ないということである。

(法益侵害行為の禁止)

第 15 条

刑法第 2 編に抵触する行為は禁止する。ただし、刑法第 3 4 章(名誉に対する罪)、刑法第 3 5 章(信用及び業務に対する罪)については 16 条を適用する。

2 刑事罰及び行政罰が法定されているその他の行為は禁止する。ただし、人の権利侵害を伴うものについては 16 条を適用する。

3 東京都の条例に違反する行為は禁止する。ただし、人の権利侵害を伴うものについては 16 条を適用する。

人の権利を直接侵害しないためプロバイダ責任制限法の適用外であって、刑事罰が適用される違法行為は当然禁止するという意味である。これに該当するものには、たとえば刑法第 175 条（わいせつ物頒布等）がある。個人あるいは法人の権利を侵害したことによって、損害賠償責任も問われるものについては、16条を適用する。

「人」には、自然人と法人の両方が含まれる。

（一般の不法行為）

第 16 条

次の各号に掲げる権利侵害行為は禁止する。権利侵害が行われた可能性がある場合は、法律に従って対応しなければならない。対応する法律条文等は別表の通りである。

- (1) プライバシー権侵害・肖像権侵害
- (2) 名誉毀損・信用毀損・業務妨害
- (3) 著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の工業所有権の侵害
- (4) 民法 709 条及び 710 条に該当する行為であって、既に判例で不法行為であることが認められた行為
- (5) その他の権利侵害であって、損害の賠償を請求できることが法律あるいは条例で定められている行為

法律とは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称「プロバイダ責任制限法」）である。個人あるいは法人の権利を侵害したことによって、損害賠償責任が生じる場合。民法上の不法行為だけではなく、特許法や著作権法などで、権利侵害に対して損害賠償請求が認められているものもここに含まれる。発信者の知識の不足が招いた侵害については、教育によって是正することが有効なので、大学は責任者を通じて発信者に助言を行うべきである。しかし、当事者双方（発信者と権利を侵害されたと主張する者）の言い分が食い違っていて、発信者が助言に従わない場合は、最終的に当事者双方の主張と提示した証拠によって事実認定して判断することになり、これは裁判所の仕事である。違反が明白な場合以外は、大学は無理に司法の役割を担うべきでなく、当事者間で司法判断をあおぐ方向に誘導すべきである。

（有害情報）

第 17 条

刑法第 2 編に定めのある犯罪を不特定多数に対して教唆する内容の情報発信は禁止する。ただし、教唆の内容が相当に具体的な場合に限る。

2 「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」で定められた不正アクセス行為を行いあるいは幫助する情報及びプログラムの発信は禁止する。ただし、不正アクセス行為を防ぐ目的で技術情報を発信していることが発信情報全体の趣旨から明らかな場合およびインシデント報告の場合を除く。

3 単にアクセスしただけで、アクセスに用いるプログラムや電子機器の動作に異常を引き起こすコンテンツの発信は禁止する。ただし、そのような被害を防ぐ目的で、かつ相当の注意をはらって技術的情報と共に発信する場合はこの限りではない。

法益を直接侵害しないが有害な情報について定める。

1 項は、例えば、テロ行為に使う爆弾の製法と効果的な使用場所について事細かに記載して実行を促す文書を公開したような場合である。特定個人あるいはグループに対する教唆は、刑法に抵触するので 15 条で規定する。単に「表現が暴力的である」といった理由で規制を行うと、恣意的な規制範

圏の拡大につながるので、この条文では該当するものを可能な限り限定列挙する必要がある。

2項は、専ら不正アクセスを助長する目的で、不正アクセスをする際に利用できるプログラムや不正アクセスを行う方法を公開することの禁止である。ただしそのような情報は、技術情報として適切な形で公開されれば、セキュリティ向上に役立つ情報でもある。インシデント報告とは、不正アクセスを受けたことやウイルス等に感染した被害状況などに関する報告のことである。

3項は、いわゆるブラウザクラッシャーや、クリックするとウイルス感染を引き起こすようなコンテンツの発信を禁止するものである。しかし、そのような問題について議論することはソフトウェアの質やセキュリティ意識を高める上で必要であるから、危険である旨をはっきり表示した上で試験のために公開することまでは妨げない（「相当の注意をはらって」の意味）。一見したところ通常のリンクであるが、見ようとすると被害を引き起こすようなものを禁止するという趣旨である。

この条文では項を必要に応じて増やす必要があるが、その際に禁止の範囲が広くなりすぎないように注意すること。運用指針にあった「お茶大ページの健全な発展を阻害するような内容」といった曖昧な文言は、規則を解釈するときの指針あるいは訓示規定としてはかまわないが、表現を禁止するかどうかの判定基準として用いてはならない。

（目的外利用）

第 18 条

次の各号の行為は、お茶大ページの目的外利用であるから禁止する。

- (1) 商業的行為
- (2) 特定の宗教を布教し、特定宗教へ人を勧誘することを目的とする行為
- (3) 特定の政治団体を支持し、選挙において特定候補者を支援するなどの政治的行為

1号の意味は、業としてオークションなどの物品販売を主催したり、取引の仲介をしたりといった商行為をしてはいけないということである。本を出版した、個展を開いた等の表現活動に関する宣伝については、購入を勧めたり入場料を徴収していたとしても、主な目的は表現活動であると考えられるので、目的外利用とはいえない。たまたまこれまで持っていた物について、不要になったので誰か要りませんか、と呼びかけて格安で譲るような場合は、商談をホームページ上でしないという条件のもとで、販売を目的として仕入れたものではないから商業的行為ではないとみなす（引越に伴う不要品のリサイクル程度であれば、大学内で行っても社会通念上許されるのではない）。

2号は、あくまでも布教や信者獲得行為を対象として禁じるものである。宗教一般の議論をしたり、個人的な信仰について単に記述することを制限するものではない。

3号は、公務員の政治的活動の禁止と同じ基準で判断するべきである。たとえば、特定の政治団体や政治家のポスター等を、選挙運動を目的として掲載するような行為を禁止する。政治や社会の問題について論評を行うことを禁止する趣旨ではない。仮に政治団体の宣伝ポスターなどを掲載したとしても、それがポスターのデザインについて議論するためであったりした場合は禁止しない。「選挙に行こう」という内容の文書図画を公開しても政治的活動ではない。また、選挙用意志決定支援システムのようなものを、人の意志決定について学術的に研究するという観点から構築した場合は、特定候補者の支援ではないから政治活動にあたらぬ（実際に東工大で研究テーマとして行った例があったはず）。

第 4 章 情報発信の規制及び改善の手続

(強制的発信停止措置)

第 19 条

以下の各号の場合は、各号に示した委員会等によって、一時的に該当するコンテンツの学外への発信を停止することができる。

(1)7条(匿名による情報発信の禁止)に違反した場合、下部組織のホームページ運営委員或いはホームページ運営委員或いは広報委員による

(2)13条で規定される、報告義務を怠った場合、13条で規定される報告を要求した者による
2 発信停止措置は、責任者あるいは制作者に対し、以下の各号の内容を通知してから行わなければならない。

(1)発信停止の理由と、その根拠となった規則の条文適用

(2)停止措置解除のための改善勧告

(3)「改善勧告に対応した後その旨報告を行い、停止を行った者が改善の状況を確認した後は停止措置が解除される」ことの教示

3 匿名等の理由で、前項の通知を行う相手が特定できない場合は、前項の内容を学内に掲示したことで通知を行ったとみなす。

4 発信停止を行った者は、責任者あるいは制作者から改善勧告に対応した旨の報告を受けた後、速やかに改善状況の確認を行い、改善が充分であれば発信停止措置を解除しなければならない。充分でなければ再度改善勧告を行う。

この停止措置は、純然たる学内規則を遵守させるためのものであるから、委員会等に判断を全面的にゆだねてもかまわない(法律が適用される場合は最終的に司法判断によるべきである)。1項への号の追加は、強制的に遵守させたい学内のみで有効な規則を追加した場合に行い、その規則の内容は一般の法律が適用される可能性が無いものに限られる。なお、現在のインターネットの普及状況を考えると、教員・学生等はそれぞれの役割に応じて等しく学内のネットワーク設備を学外との情報交換に利用できると考えるべきである。すると、発信停止措置の理由と期間が恣意的かつ不合理なものであった場合、措置そのものが民事上の不法行為であると認定される可能性がある。また、法人化後に、学内設備の利用について何らかの契約で決めることもあり得るが、そうなった場合にみだりに発信停止措置をとると大学は債務不履行責任も負う可能性がある。

(法益侵害行為への対処)

第 20 条

お茶大ページを利用した法益侵害行為が行われたと思われるときは、委員会及び広報委員会は、責任者及び制作者に次の各号を通知する。

(1)抵触すると思われる法律およびその条文

(2)当該内容の書き直しあるいは削除の勧告

(3)勧告に対応するのに適当な期間の定め

(4)勧告を受け入れなかった場合大学が制作者の行為について司法警察職員あるいは行政庁に通報する、との教示

2 前項3号に示した期間を経ても改善勧告が受け入れられなかった場合、大学は、司法警察職員あるいは行政庁への通報を行う。

3 侵害行為の内容によっては、改善勧告と1項4号の通報の教示とを分けて行うことができる。

この条では、ある程度明白な犯罪が行われた場合を想定している。犯罪の摘発は司法警察職員や検

察の仕事であり、罪状を決めるのは司法の仕事で、いずれも大学の仕事ではない。ただ、大学は教育機関であるから、無知によって法に抵触する行為が起きる可能性もあることを考慮し、いきなり通報することはせず、まず何が問題かを通知し改善勧告をする。本条のような勧告に対して何の対応もなされなかった場合は、故意に違法行為を行っていることがはっきりするので、この場合は通報し、司法判断にゆだねることになる。本条の措置は、通常人が見て通報が適当と思われる程度に犯罪の疑いがある場合に行く。法益侵害行為の可能性を知りつつ放置し、それが犯罪であると認められた場合は、制作者はもちろん責任者や委員が共犯であるとされる可能性もあるし、大学が犯罪に荷担したという社会的な責めも同時に負うことになる。これらのことから大学を守るには、大学がきちんと改善勧告を行ったという事実を明文で残し、どうにもならない場合は司法にまかせるという行動をとる必要がある。もちろん、改善勧告の中に教育的内容が含まれることが、大学においては望ましい。

本条にはわいせつ物頒布等も該当するところ、現実には時々学生がポルノ画像の公開を大学内のページで行ってその都度叱られて削除するという形での対応が行われている。最初から通報をする旨通告するよりは、改善勧告のみを出して様子を見る方が、後々の指導をしやすい場合もあるというのが、3項の意図である。

(権利侵害の申し出)

第 21 条

お茶大ページの制作者及び責任者及び委員会は、お茶大ページの内容について、自己の権利を侵害されたとする者からの申し出があった場合は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以後、プロバイダ責任制限法と呼ぶ)に従って対応する。

「他人の権利の侵害の申し出」はだめ。「権利」でないものの侵害も対象外。

(強制的発信停止措置が適用できる場合)

第 22 条

申し出のあったお茶大ページが、19条の措置の対象である場合は、19条の措置をまず行い、責任者及び制作者が明らかになって後、プロバイダ責任制限法を適用する。

まずは、当事者を特定する必要がある。本条適用によって学内の当事者を開示することで、プロバイダ責任制限法の4条が適用されるケースは、匿名で書き込める掲示板等の内容に限られることになる。

(権利侵害の申出の処理)

第 23 条

権利侵害の申出を制作者以外の者が受けたときは、申出を受けた者は申出に次の各号が具体的に示されていることを確認する。

- (1)権利を侵害したとする情報
- (2)侵害されたとする権利
- (3)権利を侵害されたとする理由

2 権利侵害の申出に1項各号が具体的に記載されていない場合は、申出を受けた者は申し出た者に対し、プロバイダ責任制限法に基づく申出であるかどうかを確認し、再度1項各号を具体的に記載するように連絡する。

3 権利侵害の申出を受けた者は責任者及び制作者に権利侵害申出の副本を交付し、制作者に対して送信防止措置を講じることに同意するかどうかを照会し、照会があった日の翌日を起算日として7

日以内に同意の有無を回答するよう教示する。

4 権利侵害の申出を受けた者は、制作者にに対し、同意しない旨の回答をする場合はその理由を説明するように教示する。

5 権利侵害の申出を受けた者が、特定電気通信役務提供者ではなく学内の委員でもなく責任者でもなく制作者でもなく、人違いである場合は、その旨回答し申出を返送する。

権利侵害の申出は必ずしも書式にのっとっている必要はないが、1項各号の項目が抜けている場合は、侵害情報が特定できないので対応もできないから、2項の確認が必要となる。本条以降、29条までは、大学と学内で情報発信する者の関係を規定しているので、発信者ではなくてお茶大ページの制作者が対象となる。制作者が特定電気通信役務提供者となるのは、掲示板等を設置した場合で、これについては29で行う。

(プロバイダ責任制限法3条2項2号の送信防止措置)

第24条

23条の手の続の後、7日以内に制作者より送信防止措置に同意しない旨の申出がない場合、あるいは何の応答もない場合は、権利侵害の申出を受けた者は、当該コンテンツの送信防止措置をとることができる。

2 送信防止措置の範囲は必要にして最低限でなければならない。

3 権利侵害の申出を受けた者は、送信防止措置の内容について権利侵害を申し出た者に通知しなければならない。発信者からの回答がある場合はそれを添付しなければならない。

送信防止措置をとっても大学が責任を問われない場合。権利侵害の申出の対象となったものに限定して送信防止措置をとるべきである。一部が問題になったからといって関係のないページまで含むお茶大ページすべての内容の送信防止措置をとるのは、行き過ぎた措置である。また、文書の一部を削除する形で対応する場合は、そのことによって文書の意味内容が変わると著作権侵害の可能性が出てくるので、注意が必要である。発信者が自身の著作について、書き換えや削除を行う場合は、著作権侵害の問題は生じない。

(プロバイダ責任制限法3条で免責される送信防止措置)

第25条

23条の手の続の後、送信防止措置に同意しない旨の申出が制作者よりあった場合でも、権利侵害の内容が次の各号に該当する場合は、権利侵害の申出を受けた者は、当該コンテンツの送信防止措置をとることができる。

(1)通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報、私生活上の行状等

(2)公共の利害に関する事実でないこと、または公共目的でないことが明らかであるような誹謗中傷を内容とする情報であって、論評を含んでいないもの

(3)既に広く公表され、流通し、通常人の知るところとなっている著作物、ソフトウェア、映像及び画像、音楽の複製が権利者に無断で発信されたことが明らかな場合

(4)権利侵害の申出を受けた者が、書かれた権利侵害が真実であることを知っていたとき(プロバイダ責任制限法3条1項1号)

2 送信防止措置の範囲は必要にして最低限でなければならない。

3 権利侵害の申出を受けた者は、送信防止措置の内容について権利侵害を申し出た者に通知しなければならない。

プロバイダ責任制限法3条2項1号「相当の理由」が該当する場合。調査を行って事実認定してからでないとは判断できないものは、司法にまかせることになる。1項の号は増やしても良いが、くれぐれも拡大解釈しないようにしないと、表現の自由の侵害となるので注意が必要である。

(送信防止措置を講じない場合の連絡の確保)

第26条

23条の手の続の後、送信防止措置に同意しない旨の申出が制作者よりあり、かつ25条が適用できない場合は、権利侵害の申出を受けた者は次の各号について発信者に了知させる。

(1)権利侵害を申し出た者に対して発信者の側から連絡できない状態を作り出してはならないこと
(2)権利侵害を申し出た者が制作者と連絡ができなくなったことを通知してきた場合には、権利侵害の申出を受けた者は当該コンテンツの送信停止措置をとること

(3)2号の理由で送信停止措置をとったことにつき、送信停止措置をとった者は発信者との関係で免責されること。

2 前項の内容に制作者が同意しない場合は、権利侵害の申出を受けた者は当該コンテンツの送信停止措置をとることができる。

3 制作者と連絡ができなくなったという通知が虚偽であったことが判明した場合、権利侵害の申出を受けた者は送信停止措置を撤回しなければならない。

送信停止に応じないということは、発信者と権利侵害を申し出た者の間で、侵害について直接交渉し、最終的には司法判断をあおぐことになる。本条は、交渉や司法手続きの途中で、発信者がまともな対応をしなくなった場合に、大学がその責任を負わなくても済むような措置を定めたものである。発信者が現実社会と利害の調整をしながら言論と表現の自由を確保するつもりがあるのなら、逃げずに最後まで責任を持って自己の主張を行うべきで、そのつもりがないならコンテンツを削除してもかまわないというのが本条の趣旨である。この場合、大学は、学内当事者に誠実に申出への対応をさせるという後見的役割を果たす。連絡先は自宅でなく、大学宛でもよい。民訴法での書類の送達先は、住民票の住所であることを要求しておらず、確実に書類を受け取れる場所であることを要求しているからである。女子学生・院生が発信者の場合は、交渉相手の性格次第では、自宅や下宿住所を通知することは別の危険を伴う可能性が高い。この条文を学外に公開した場合、交渉途中で虚偽の連絡不能通知を出されることがありうるので、その穴は3項であらかじめふさいでおく。

(発信者が権利侵害の申出を受けた場合)

第27条

発信者が権利侵害の申出を受けた場合は、お茶大ページの責任者に申出があったことを報告しなければならない。

2 責任者は、26条における「権利侵害の申出を受けた者」に準じて、26条を発信者に対して適用しなければならない。

3 権利侵害の申出への対応は、原則として発信者と権利侵害を申し出た者の間で行う。

4 権利侵害の申出への対応につき、発信者より助言を求める申出があった場合は、責任者は助言を行うものとする。

5 発信者は、最終的な対応について、権利侵害を申し出た者に通知しなければならない。この通知は、責任者が代理で行うことができる。

交渉が誠実に行われるように監督する責任を責任者に負わせる。実際の交渉においては、権利侵害

の申出の内容を発信者が受け入れるという対応もあれば、徹底的に争うという対応もあるが、いずれの場合も権利侵害を申し出た者と発信者との連絡が保たれる必要がある。また、権利侵害を申し出られたが、発信者の交渉技術や知識や経験ではどうしてよいかわからないという場合には、責任者に相談し、責任者は学内の適切な委員等とも相談しつつ対応策を助言する。交渉の経験を積ませるのも教育の範疇なので、大学がやってよいことである。5項では、責任者が「ちゃんと対応させましたし教育もするので今回はこれでご勘弁を」という連絡をして收拾する途も作っておく。

(送信防止措置を講じない場合の処理)

第 28 条

23条の手の後、送信防止措置に同意しない旨の申出が発信者よりあり、かつ25条が適用できない場合は、権利侵害の申出を受けた者は次の各号を権利侵害を申し出た者に通知する。

- (1)発信者からの、送信停止に同意しない旨の回答及びその理由説明
- (2)プロバイダ責任制限法3条に従って送信停止措置をとった場合に、発信者に対して免責されない可能性があるので、送信停止措置をとらないこと
- (3)以後は発信者に対して直接交渉し、場合によっては発信者に対して法的措置をとるべきであることの教示

送信停止措置をとった場合に、発信者から大学が訴えられる可能性のある場合の対処である。この条文中で処理するのは、権利侵害の申出について違法性阻却事由があったり事実認定が複雑だったりする場合で、裁判所で事実関係をはっきりさせる必要がある。この場合「免責されない可能性があった」ということは、送信停止措置をとらなかったことの説明として、おそらく裁判所でも通用するだろう。

(掲示板等の場合のプロバイダ責任制限法適用手順)

第 29 条

掲示板等の管理者が明らかでない場合は、19条により掲示板等の公開を停止し、管理者および責任者の特定を待って2項以下の処理を行う。

2 権利侵害の申出を受けた者が掲示板等の管理者でない場合は、23条1項及び2項を準用し、侵害内容が確定したら、権利侵害申出の副本を掲示板等の管理者に交付する。

3 権利侵害の申出を受けた者が掲示板等の管理者の場合は、23条1項及び2項を準用し、侵害内容を確定させる。

4 掲示板等の管理者は、当該掲示板等の中に直接記載又はリンクあるいはURLを表示するといった方法で、権利侵害申出の内容を掲示板等の参加者に通知する。

5 権利侵害申出の内容の通知と同時に、次の各号の内容を掲示板等の中に記載する。

- (1)権利侵害の申出があったこと
- (2)4項の通知の翌日から起算して7日以内に、実名と連絡先を示して削除に同意しない旨の連絡が管理者宛になければ、当該発信内容を削除すること
- (3)削除に同意しない旨を実名と連絡先を管理者に知らせた場合、管理者は実名と連絡先を権利侵害を申し出た者に通知すること
- (4)掲示板等の管理者の責任において管理者が削除不要と判断した部分があれば、同意しない旨の連絡がなくても、その部分につき掲示板等の管理者が発信者となってプロバイダ責任制限法3条に従って処理を行うこと。
- 6 削除に同意しない旨の連絡が無ければ、当該発信内容を削除して、そのことを権利侵害を申し出た者に通知すしなければならない。同時に、掲示板等において通知内容を公開しなければならない。

7 削除に同意しない旨の連絡があった場合は、発信者（掲示板等へ書き込んだ者）の実名と連絡先及び回答を、権利侵害を申し出た者に通知しなければならない。同時に、掲示板等において通知内容を公開しなければならない。掲示板等の管理者は、権利侵害を申し出た者と発信者の交渉の結果を待って、当該発信内容を交渉結果に従って処理しなければならない。その他の措置については法律に従う。

8 実名と連絡先を示して名乗り出た者が第三者のなりすましであることが判明した場合は、同意しない旨の連絡が無かったものとみなして、当該発信内容を削除しなければならない。

9 削除要求があった部分について、掲示板等の管理者自らがプロバイダ責任制限法3条によって削除をしないことを決めた場合は、27条によって対処しなければならない。

10 掲示板等の管理者が、たまたま発信者の個人情報を知っていた場合でも、まずは本条4項以下の手順を行い、発信者が実名及び連絡先の通知に同意せずかつ削除にも同意しない場合は、そのことを権利侵害を申し出た者に連絡し、司法手続きによって個人情報を開示するかどうか決定する。

11 掲示板等の管理者は、発信者が通知した実名および連絡先を、権利侵害を申し出た者に通知する以外の目的に利用してはならない。

掲示板等の場合は、掲示板管理者が、発信者を特定する情報を持っていないことがほとんどであると思われる。また、発信者を特定できたとしても、プロバイダ責任制限法4条は、プライバシー保護の観点から、個人情報開示についてはできる限り司法判断を仰ぐ内容になっている。一般のプロバイダと利用者の関係の場合は、契約が存在するので、プロバイダ責任制限法4条を厳格に適用する必要があるが、掲示板の管理者と掲示板利用者の間には、通常の場合契約関係は存在せず、プロバイダ責任制限法4条で司法判断を行っても開示すべき個人情報がないことの方がほとんどであろう。掲示板等の管理者は、掲示板利用者が権利を侵害されたと主張する者と実名を出して争う意志があるかどうかを確認し、そうでないならば削除に応じるべきである。争う意志がある場合は、まずは当事者の交渉にまかせる。ただし、送信停止の仮処分申請がなされた場合はそれに従うことになる。もし、掲示板管理者が、当該内容について、管理者自身のコンテンツとして権利を侵害されたと主張する者と争うつもりがあるのであれば、27条によって交渉を行う。誰が見ても変な削除依頼というもあり得るので、その場合は管理者自らが対応することになるだろう。権利を侵害されたと主張する者に対する通知を同時に掲示板等でも公開するのは、第三者がなりすまして名乗り出ることをある程度防ぐためである。発信者が見ているところで第三者が名乗り出れば、そのことが掲示板等で話題になるか掲示板等の管理者に連絡があるはずである。本条は、学生・院生が主体となって各項の処理を実行することがあり得るので、その場合は教育によるフォローが必要である。もっとも、言われるままに内容削除という解決もあるが、言論と表現の自由を確保しつつ掲示板等を健全に運営するという観点からは、常にそういう措置にすると弊害が生じる。このことも踏まえた情報リテラシーを身につける必要があるので、ぜひカリキュラムに入れて欲しいところである。

（有害情報発信及び目的外利用への対応）

第30条

お茶大ページの中に、17条及び18条に該当するものがあつたときは、責任者は制作者に対して、適用条文を示して改善勧告を行う。

2 改善勧告は具体的なもので、かつ、著作権を侵害しない範囲でお茶大ページに対して最低限の修正を要求するものでなければならない。

3 改善勧告を繰り返しても改善されない場合は、責任者は委員会に状況を報告し、委員会の決定をもって、改善がなされるまでの間、当該ページの発信停止措置を行うことができる。

4 発信停止措置の範囲は、問題とされた部分に限定しなければならない。

5 本条は、17条及び18条の内容が限定されている限りにおいて適用される。

有害情報の発信あるいは目的外使用が行われた場合について、責任者および委員会に最終的には該当部分の発信停止をさせる権限を与えたものである。述べられている内容が気に入らないとか、製作のスタイルが受け入れられないといった理由によって改善勧告や発信停止措置をとってはならない。また、表現の許容範囲は人によって異なるから、それがそのまま措置に反映しないように、基準となる17条及び18条の解釈の曖昧さを極力減らし、かつ、発信停止の範囲が広過ぎないように限定する必要がある。恣意的な管理権限の濫用は、発信者が大学を訴える理由になりうることに留意しなければならない。

(お茶大ページに関するその他の問い合わせ・苦情などの処理)

第31条

お茶大ページに関する問い合わせや苦情があった場合は、プロバイダ責任制限法に従って処理する必要がない内容であっても、問い合わせや苦情を受け取った者は、お茶大ページの責任者および制作者に問い合わせや苦情の内容の副本を交付し、相当な期限を示して、内容に関する報告を求めるとする。

2 前項の報告が求められた場合は、お茶大ページの責任者および制作者は報告をしなければならない。

3 お茶大ページに関する問い合わせや苦情があったと思われる場合は、問い合わせや苦情の有無及びその内容を、文書を所有していると思われる者に対して照会することができる。

4 前項の照会は、該当するページの責任者が行う。該当するページの制作者が照会を行う場合は、責任者を通して行う。

5 3項の照会があった場合は、照会された者は文書の有無について回答し、文書を所有している場合は副本を交付しなければならない。

6 お茶大ページに関する問い合わせ・苦情については、大学は、問い合わせの内容と回答を共に公開することができる。

1 項および2 項は、お茶大ページの責任者および制作者が学内の手続によって学外からの問い合わせ・苦情の文書を完全な形で入手できるようにし、かつ学内の担当者は当事者から十分な情報を得られるようにするものである。大学としては、問い合わせや苦情をした者に対して回答するには、双方当事者の主張を吟味する必要がある。大学としてどう回答するかは、大学の専決事項である。それとは別に制作者が自分の言い分を公開したり反論したりすることは妨げない。

3,4,5 項は、大学側で問い合わせや苦情の処理が滞ったと思われる場合に、責任者および制作者から、大学に対して、処理の進行を促すためのものである。

この規則がなかった場合、問い合わせや苦情の内容を入手するには、情報公開法によるほかはなくなる。単に、問い合わせや苦情の有無を確認するためだけであったとしても、行政文書開示請求をすることになる。文書があったとしても、情報公開法では一般の文書の開示基準と同じ基準が適用されるため、当事者であるにもかかわらず完全な開示を求めて争うという、非常に迂遠な処理をすることになってしまう。これを避けるためにも、お茶大ページに対する問い合わせと苦情に限っての、当事者照会制度が必要である。

当事者に文書副本が交付された後の当事者による処理については、敢えて何ら制限を設けていない。これは、問い合わせや苦情の内容そのものが虚偽や誹謗中傷であった場合に、文書の公開も含め、充

分に公の場で反論する機会を与えるためである。また、苦情の内容によっては、苦情を申し立てた者が当事者を誹謗中傷した証拠物件にもなりうる。

6 項では、問いあわせや苦情の内容とそれに対する回答も含めて、公開して対応してもよいことを定める。この条文が事前に広く一般に知られていれば、大学に対して圧力や脅しをかけて言論と表現に制限を加えようとすることに對して、一定の抑止力として働くことが期待される。大学自身が、圧力に屈したり不透明な処理をやったという誹りを免れるためにも、この項が必要である。

(サーバ管理者の過失等によって生じた責任)

第 32 条

故意または過失によって、お茶大ページを発信しているサーバから、ウイルス等を発信し、学外の電子機器に被害を与えた場合、対外的にはその責任はホームページ運営委員会が負う。

2 前項の内容は、学内での損害賠償をサーバ管理者に対して行うことを妨げない。

3 お茶大ページを発信しているサーバがウイルス等に感染し、そのままでは感染被害が広がったりネットワークに過大な負荷をかける等の理由で広範囲なネットワーク障害を引き起こすことが相当に確実な場合は、サーバが正常な状態に戻るまで、サーバを学内ネットワークから切り離すか、そのサーバからの学外へのパケット送信を停止する。

4 連続稼働が要求されるコンテンツについては、一時的に学内あるいは学外の別のサーバにコンテンツを移動させて運用することができる。その際、一時退避サーバに従来通りアクセス可能になるように DNS の設定変更をすることができる。さらにリンクを公式ページからも行うことができる。

こういう内容の規定もどこかで決める必要があるとは思いますが、1 項が果たしてホームページ運営委員会でいいのかとか、内部での求償権の処理とか、どうするといいいのか検討が必要です。1 項の責任は学外からの損害賠償請求に対応するということですが、ただ、この規則に定めるのがいいかどうか疑問です。全学のネットワーク管理の規則の方で対応するべきことではないかとも思います。損害賠償への対応ということになると、予算措置も必要になるでしょうし、相当な調査も必要になるでしょうから。あと、連続稼働が要求される場合とは、例えば、研究会やシンポジウムの世話人になったため登録受付をウェブでやっていたところウイルスにやられてしまったが、申込締め切り前でどうしても運用を止めるわけにいかないといった、ちょっと特別な場合を想定している。ミッションクリティカル(?)な場合の対応が可能なだけの自由度は持たせておかないと困ることもある。

(お茶大の標章の濫用差し止め)

第 33 条

公式ページ以外のお茶大ページにおいて、ホームページ運営委員会の許可を受けずに商標法第 37 条に該当する行為を行った場合、お茶の水女子大学は標章の使用差し止めを請求する。

2 その他の学外のウェブページにおいて、商標法第 37 条に該当する行為が行われた場合も差し止め請求をする。

とりあえず、8 条と 33 条で商標法を使うことを書いたが、お茶の水女子大学の名称とロゴマークについて、商標登録の有無を確認し、登録されてなければ登録するべきである。そうでないと、濫用を差し止めるための法的根拠が何も無い可能性がある。登録を行い、条文を「商標法第 36 条の措置をとる」と書き換えると良いだろう。とにかく、濫用された場合の差し止めの根拠となる条文について、もっと特別な法律で措置がとられているかどうかを確認しておく必要がある。

大学名の不適切な使用が起きたケースとしては、企業が自社製品の宣伝の権威付けのために、こと

さら製品が使用されている大学名を記載して行い、消費者に誤認を引き起こすケースがある。大学の研究室では試験をしておらず、装置が単に施設課を通して持ち込まただけであるにもかかわらず、いかにも大学で詳細な検討の結果採用されたかのような宣伝がなされることもある。また、研究室に試験を依頼し、試験結果が思わしくなかったのもそのままになっていたところ、大学名と研究室名を示して効果のお墨付きを得たかのような宣伝が展示会でなされたというケースもある。理研と似た名前の民間企業が理研と誤認される形で製品試験等を行い、理研の権威を利用しようとしたというものもある。いかにも大学で研究しているかのような表現でトンデモ理論が宣伝されているが、制作者は大学の研究生だったり聴講生だったりという不適切利用もある。

差し止めが必要になる別の状況としては、お茶の水大の名前で発信したと誤認されるようなページ内に3章で示したような問題があると思われたために、改善あるいは発信停止措置をとったところ、ページの外観を保ったまま、学外のウェブサーバに移転したような場合である。放置しておくと、大学の信用にかかわる可能性がある。この場合、お茶の水大の管理権限は及ばないし、著作権による保護もあるので、標章の使用差し止めを行い、大学の名前とコンテンツ内容を切り離すことによって、大学は大学自身の信用を守らなければならない。

大学が社会に対して持ちうる権威というのは、学内の教育・研究の蓄積によって築き上げた信頼の上に成り立つものである。これまでのところ、例外はあったにせよ、国立大学は信頼を獲得することに成功してきていると思われる。もしこの信頼が失われて、大学発の情報のかなりの部分がデタラメだということになった場合、1大学の信用失墜に止まらず、情報の信頼性確認のための社会的コストも増大し、公益を著しく損なう。特に法人化後は、大学が意識的に自らのブランドイメージを守る必要性が高まるであろう。広報と知財部が共同で担う部分であることを認識して、適用できる条文について検討していただきたい。

第5章 規則の周知徹底及び情報リテラシーの向上

(規則の周知)

第34条

お茶大ページを新たに作る場合は、責任者は制作者に本規則が存在すること及び内容について説明しなければならない。既に存在するお茶大ページの制作者についても同様とする。

2 情報処理教育でインターネット利用を教える場合は、本規則の存在および別表に定める関連する法律についても教育を行う。特に、プロバイダ責任制限法については、適用手順などについて、わかりやすい図・表を用いて、法律に詳しくない場合であっても処理手順を理解できるようにする。一般の契約書を読むという注意についても同様とする。

3 掲示板等の設置において、プロバイダ責任制限法3条及び4条の適用手順を簡略に行うための、掲示板利用ガイドラインのひな型などについても適切な例を提供するものとする。

教育のできることは教育でやっておくのが望ましい、という努力規定。実際に実現するには、カリキュラムの方の対応が必要になるので、急には無理でも、環境整備をする方向で検討。

最近、感染する前に契約書を表示し同意すると感染するというワームも出てきており、そもそも契約書の内容を確認するという習慣を付けておかないと、後でややこしいことになっても法的責任を追及できないという事態も起こってきているので、この点も教育が必要である(「プログラムをあなたのパソコンにインストールすること、そのプログラムがあなたのパソコンに登録された電子メールのアドレスブック中の任意のアドレスに広告を送ることに同意してくれ」とか英語で書いてあるのね)。

ついでに表示が英語で出ることが多いので、英語での契約書の読み方というのも大事なテラシーの1つだろう。一般教養の英語でやってくれてるのでしょうか？高校の英語が情報でやっておけないでもないけれど。

掲示板等については、利用規約をローカルルールとして定めうるので（それを受け入れるつもりがなければ参加しなければいいので）、問題が起きたときの処理が簡単になるような決め方の例もいくつか提案して、不慣れな人でもトラブルを避けられるように誘導する。

第6章 本規則の改正及び運用

（規則及び運用指針）

第35条

本規則については、規則運用指針を定める

2 ホームページ運営委員会及び広報委員会で定められた内容は、規則条文あるいは運用指針に反映させ、条文と指針の最新のものを、誰もが簡単に確認できるように公示しなければならない。

規則運用指針とは、例えば私がこの文書中で書いた規則条文以外のような内容で、想定される状況や解釈の範囲を具体的に定めたものである。法律でいうなら逐条解説と立法趣旨を併せたようなものである。公式ページで公開しておくのが最も簡単な公示方法だろう。なお、委員会で決めて議事録には残ったが、公示された規則および運用指針に載っていないものがあってはならない。知らされない規則には従いようがないからである。

（改正）

第36条

本規則及び規則運用指針の改正は、プロバイダ責任制限法などの法改正の内容を可能な限り迅速に反映させて行う。新しい判例が出た場合も行う。

2 問題があった場合は、随時改正を行う。

3 改正にあたっては、新しい判例等の内容を盛り込むものとする。

4 改正に必要な委員会の定足数及び可決に必要な人数は委員会規則で定める。

トラブルによって規則が良くなっていく面があるので、現実に適合するようにメンテナンスする必要がある。スマートなトラブル処理のできる規則を作ることが、すなわち管理ノウハウの蓄積であるともいえる。

別表

権利	条文	コメント
プライバシー権		判断基準：(i) 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること，(ii) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に，他者に開示されることを欲しないであろうと認められることがらであること (iii) 一般の人々にまだ知られていないことがらであること（「宴のあと事件判決」東京地判昭 39.9.28）。違法性阻却事由は，公人の場合と犯罪関係者の場合に考慮しうる。
肖像権		自由権の1種で，被写体の承諾なくその容貌等を撮影されず，またこれを公表されないという権利（最大判昭 44.12.24）。
名誉権	刑法 230 条,230 条の 2，民法 709,710 条	公共性・公益性・真実性によって違法性が阻却される。法人については公的存在と認められる場合が多いと解される。言論で名誉回復が図れる場合もある（対抗言論の法理）。
著作権	著作権法 2 条，32 条 1 項，50 条，著作権法第三節	事実・データ・有価証券・契約書の書式は著作物にはあたらない。データであっても編集されたものは創作性があるとされる。アニメや漫画のキャラクターの無断複製は複製権侵害となる。地図は著作物。引用の要件：「引用とは，照会，参照，論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいう」「引用して利用する側の著作物と，引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識することができ，かつ，右両著作物の間に前者が主，後者が従の家計がある場合」「著作者人格権を侵害するような態様でする引用は許されない」（最判昭 55.3.28）
商標権	商標法 2 条 1 項,2 条 3 項 7 号 8 号,25,36,37 条	バナー広告などにも適用される。
特許権	特許法 2 条 3 項 1 号	プログラムの内容が特許として登録されている発明であった場合，プログラムをインターネット等で公開する行為も実施にあたるので無許可でやると侵害になる。
実用新案権	実用新案法 2 条 1 項,27 条 2 項,28 条	登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用するプログラムをインターネット等を通じて提供する行為は実用新案権侵害となる。
意匠権	意匠法 2 条 1 項,3 条,20 条,23 条,37 条,38 条	登録意匠に係る物品の製造にのみ使用するプログラムをインターネット等を通じて提供する行為は意匠権侵害となる。